

第5章 実施計画書についての意見の概要及び事業者の見解

第5章 実施計画書についての意見の概要及び事業者の見解

5.1 実施計画書についての市民意見の概要及び事業者の見解

実施計画書について市民から提出された意見はなかった。

5.2 実施計画書についての市長意見及び事業者の見解

実施計画書についての市長意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

< 全体的事項 >

市長意見	事業者の見解
(1) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、使用する用語や表現は市民にわかりやすいものとなるよう努め、専門用語を用いる場合は用語の解説を記載し、調査・予測及び評価の結果には環境基準等を併記すること。	環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成にあたっては、市民等に分かりやすい内容となるよう努め、専門用語を用いる場合は用語の解説を記載し、調査・予測及び評価の結果には環境基準等を併記しました。
(2) 本事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見を積極的に聴取し、誠意をもって対応すること。	「広島市環境影響評価条例」に基づき、準備書提出後は、説明会の開催、市民意見や公述意見に対する事業者の見解を作成し、誠意をもって対応することで、市民等に理解して頂ける事業となるよう努めます。

< 事業計画 >

市長意見	事業者の見解
(1) 事業実施予定区域は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に指定されたエリアに位置しており、周辺では他の開発事業も計画されていることから、広島市のまちづくりの方針等を踏まえた上で、これらの事業の工事及び供用に係る複合的な影響についても可能な範囲で考慮し、環境影響評価を行うこと。	事業実施予定区域は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に指定されたエリアに位置していることから、広島市のまちづくりの方針等を踏まえた上で、事業を進めていきます。 また、準備書の作成にあたっては、事業実施予定区域の周辺で計画されている他の開発事業を可能な範囲で考慮し、予測・評価を行いました。
(2) 事業実施予定区域は、多くの歩行者の往来がある地区に位置していることから、工事用車両や施設関係車両の動線等について関係機関と十分協議し、適切な交通計画となるよう配慮すること。	工事用車両や施設関係車両の動線等の検討においては、関係機関と十分協議するとともに、事業実施予定区域は多くの歩行者の往来がある地区に位置していることや、周辺には小学校が立地していることを考慮しながら、適切な交通計画となるよう配慮します。
(3) 工事用資機材の搬出入等において、重量車両の通行により振動が発生しないような工事計画とすること。	工事の実施において覆工板を設置する際は、がたつき・跳ね上がり等に配慮するよう工事関係者間で共有するとともに、工事計画において出入口の段差を極力少なくするなどの検討を行い、工事用資材の搬出等の際に工事用車両の通行に伴う振動発生を低減に努めます。

<事業計画> (つづき)

市長意見	事業者の見解
(4) 工事の実施に当たっては、文化財に係る対応について工事関係者間で共有するとともに、文化財として指定することのできる可能性があるものが発見された場合には、関係機関と協議した上で、適切に対応すること。	計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではなく、指定文化財・被爆建物は確認されていませんが、工事の実施において文化財として指定することのできる可能性があるものが発見された場合には、広島市教育委員会等の関係機関と協議を行い、適切に対応するとともに、工事関係者にも慎重に対応することを共有します。

<環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法>

市長意見	事業者の見解
(1) 騒音・振動 ア 施設の供用時の騒音について、設備機器等の配置を考慮した上で、必要に応じて、点音源だけでなく線音源での予測・評価を行うこと。	事業計画における設備機器の配置等を踏まえると、線音源とみなされる設備機器がないことから、点音源での予測・評価を行いました。
イ 騒音の影響範囲については、高層部で発生した音が広範囲に伝わりやすいことを考慮した上で、計画地敷地境界から100メートル以遠の部分についても、適切に予測・評価を行うこと。	施設の供用時の騒音影響範囲については、高層部で発生した音が広範囲に伝わりやすい性質を踏まえ、100メートル以遠の部分についても予測・評価を行いました。
ウ 振動については、事業実施予定区域がデルタ地帯であるという地盤の性質により多重反射が起こりうることを考慮した上で、必要に応じて、予測・評価を行うこと。	振動の伝搬経路としては地表及び地中が想定されますが、「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ）によると事業実施予定区域はG.L.-30m付近にある花崗岩の上に砂質土や粘性土が堆積していることから、地表を伝搬する振動の影響が支配的になると考えられるため、振動の予測・評価は地表を伝搬する振動の影響を対象に行いました。
(2) 土壌汚染 土壌汚染については、工事着手前までに必要な調査を行い、土壌汚染のおそれの有無を把握した上で、適切に予測・評価を行うこと。	土壌汚染については、本事業は3,000m ² 以上の土地の形質の変更を行うことから、工事に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条に基づく諸届出、手続を実施し、土壌汚染が確認された場合は適切に対応します。準備書においては実施計画書に記載のとおり、既存資料等を踏まえ適切に予測・評価を行いました。
(3) 風 害 建築物の存在に伴う風害については、事業実施予定区域周辺の建築物の形状を十分に考慮した上で、適切に予測・評価を行うこと。	建築物の存在に伴う風害については、事業実施予定区域の周辺で計画されている他の開発事業を可能な範囲で考慮し、適切に予測・評価を行いました。

<環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法> (つづき)

市長意見	事業者の見解
<p>(4) 反射光等</p> <p>ア 反射光については、建築物の外装を十分検討した上で、適切に予測・評価を行うこと。</p>	<p>反射光については、現在、都市計画提案前の基本計画段階にて関係者と協議・検討中であり、具体的な計画建築物の外装等の計画内容が決定していないことから、十分な外装検討に基づく予測・評価を行うことが困難な状況です。</p> <p>ただし、景観調査地点であり、かつ計画建物による反射光の影響があると想定される平和記念公園及び原爆ドーム周辺を対象として最も反射光の影響が大きいと考えられる冬至時期、年間での平均的な状況と考えられる春分時期に現地調査を実施した結果、現状反射光を直接観測可能な地点は局所的であり、元安川左岸のリバーフロント地区や計画地周辺の既存高層建築物等からの反射光は平和記念公園等の地盤面や利用者の目線に落ちるといった様子は観測できませんでした。また、反射光を知覚するためには意図的に対象物を視認する必要があるとともに、視認した場合でも直視可能な状況であり、利用に問題が生じている状況は確認できませんでした。</p> <p>この他、実態として、原爆ドームや慰霊碑と計画地との位置関係は眺望景観の保全・形成が必要となる南北軸線上に位置しておらず、400m以上離れた計画建物を意図的に視対象として認識する必要があることから、反射光による著しい影響はないと考えます。</p> <p>本事業においては、周辺環境への影響を最小限に留めるよう反射光の発生につながる可能性がある外装材の割合をできるだけ少なくし、用いる場合でも熱線反射ガラス等や高彩度の材質の導入を避けるとともに、光を拡散させる工夫を検討するなどにより影響低減に配慮することから、反射光による計画地周辺への著しい影響はないと考えます。</p> <p>なお、反射光の影響については、現時点で計画建築物の形態・意匠等の具体的な検討に至っていないことから、今後の建築計画の進捗状況に応じて、事業性を考慮しながら関係者との協議を進めるとともに、広島市の景観行政部署や広島市景観審議会等による確認を受けながら慎重に検討を進める予定です。</p>

<環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法> (つづき)

市長意見	事業者の見解
<p>イ 施設供用後の照明等の光による影響について、必要に応じて、予測・評価を行うこと。</p>	<p>計画地が「広島市景観計画」(令和3年10月、広島市)において景観計画重点地区(原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区)等)に指定されていることを踏まえ、施設供用後の屋外照明については、低層部分は賑わいや楽しさを演出しつつ、商業・業務地域にふさわしい空間づくりを検討し、高層部分は照明器具の設置位置や向き等を検討するなど、平和記念公園からの見え方に配慮するとともに、光害が周辺住宅等に及ばないように計画することから、照明による計画地周辺への著しい影響はないと考え、予測・評価は行わないこととしました。</p>
<p>(5) 景 観 ア 景観については、建築物が平和記念公園から視認できることから、関係機関と協議した上で、適切な位置及び手法において調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>景観については、再度現地調査を行い、広島駅前及び二葉山からの眺望地点を追加し、関係機関と協議した上で、適切な位置及び手法において調査、予測及び評価を行いました。</p>
<p>イ 広島本通商店街としての景観の変化に対して、事業実施予定区域の近接空間から見た景観の変化についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>本事業は市街地再開発事業であり、地権者の生活再建の根幹にも関わるアーケードの連続性や広島本通商店街の低層デザインについては、関係者間で合意形成中です。また、現在は、都市計画提案前の基本計画段階であり、関係者と協議を進めながら検討中のため、具体的な計画案や方向性が決定していないことから、事業実施予定区域の近接空間から見た景観の変化について予測・評価を行うことが困難な状況です。</p> <p>ただし、歩行者通行といった商店街の機能は重要であると考えており、本事業においては西国街道を起源とする、人が集い・行きかう道筋として広島市を代表する商業・業務集積地である広島本通商店街がこれまで担ってきた歴史性や地域性を考慮するなど、地域の顔としてふさわしい魅力的な空間の創出や居心地よく歩きたくなるような街並み景観づくりに努めます。</p> <p>なお、景観形成の観点においては、計画建築物の形態・意匠等の計画に加え、アーケードの連続性や広島本通商店街等に面する低層棟については、現時点で具体的な検討に至っていないことから、今後の建築計画の進捗状況に応じて、事業性を考慮しながら関係者との協議を進めるとともに、広島市の景観行政部署や広島市景観審議会等による確認を受けながら慎重に検討を進める予定です。</p>

< 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法 > (つづき)

市長意見	事業者の見解
<p>(6) 廃棄物等 廃棄物については、発生量だけでなく再生利用量や最終処分量についても把握した上で、予測・評価を行うこと。</p>	<p>廃棄物については実施計画書に記載のとおり、発生量だけでなく再生利用量や最終処分量についても把握し、適切に予測・評価を行いました。</p>
<p>(7) 温室効果ガス等 ア 2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す国の方針や本市地球温暖化対策実行計画の実現に向け、省エネ設備・機器の導入や事業所等の省エネ化等、温暖化対策に最大限取り組む施設計画とすること。</p>	<p>二酸化炭素排出量削減に向けては、「ZEB設計ガイドライン」を踏まえた、計画建築物の外皮性能の向上や自然換気などのパッシブ手法と、空調・電気設備における高効率熱源や高効率照明等の導入などのアクティブ手法を組み合わせることで市街地再開発事業としての事業性を考慮しながら省エネルギー性能の向上に取り組む計画です。また、施設計画の取り組みと合わせて、BEMSの導入によるエネルギーマネジメントといった施設運営における取り組みも検討します。このほか、低層棟の屋上広場など可能な限り緑化に努めることにより、環境負荷低減にも取り組む計画です。</p> <p>さらに、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す国の方針や「広島市地球温暖化対策実行計画」の長期目標の実現に向けては、発電分野における二酸化炭素排出量の削減など地域全体での取り組みが必要な対策もありますが、施設計画・運営においては引き続き事業の脱炭素化やエネルギー消費量の低減に向けた検討、最新動向を踏まえた再生可能エネルギーの導入検討を行うなど、地球温暖化対策の推進に努めます。</p>
<p>イ 熱源計画の内容について、最新の技術や知見を可能な限り導入した上で、適切に温室効果ガスの予測・評価を行うこと。</p>	<p>高効率熱源の導入等の空調・電気設備における省エネルギー性能向上、外壁の高断熱化による外皮性能向上など、市街地再開発事業としての事業性を考慮しながら導入検討している二酸化炭素排出量削減対策について、適切に温室効果ガスの予測・評価を行いました。</p>
<p>ウ 建築物等への緑化及び風の道の確保について、景観やヒートアイランド対策についても考慮した上で、適切に予測・評価を行うこと。</p>	<p>ヒートアイランド現象緩和に向けて、低層棟の屋上広場など可能な限り緑化に努めます。</p> <p>また、風害の項目において、計画地及び計画地周辺の風環境に加えて低層棟の屋上広場の風環境について、適切に予測・評価を行いました。</p>

(白 紙)